

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6222674号  
(P6222674)

(45) 発行日 平成29年11月1日(2017.11.1)

(24) 登録日 平成29年10月13日(2017.10.13)

(51) Int.Cl. F 1  
**G 0 1 B 3/04 (2006.01)** G 0 1 B 3/04

請求項の数 6 (全 15 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2016-11013 (P2016-11013)                  (22) 出願日 平成28年1月22日(2016.1.22)                  (65) 公開番号 特開2017-129548 (P2017-129548A)                  (43) 公開日 平成29年7月27日(2017.7.27)                  審査請求日 平成28年9月2日(2016.9.2)</p>	<p>(73) 特許権者 599121573                  森本 義政                  兵庫県姫路市保城10番地1 B棟                  (74) 代理人 100100170                  弁理士 前田 厚司                  (72) 発明者 森本 義政                  兵庫県姫路市保城10番地1 B棟                  審査官 三好 貴大</p>
---	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 定規

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

規格長さを有する被測定物を測定する真直な定規であって、  
 前記定規を前記被測定物の測定面に置いたときに前記測定面と接する縁を有する長手方向に延びる第1面と第2面を有し、  
 前記第1面に、ゼロを開始目盛とする昇順の第1目盛を設け、  
 前記第2面に、前記ゼロの目盛に対応する位置から前記規格長さの数値を開始目盛とする逆順の第2目盛を設け、  
 前記第1目盛の最大目盛は、前記規格長さの数値より小さく、かつ、前記規格長さの数値の1/2より大きくし、  
 前記第2目盛の最小目盛は、前記規格長さの数値の1/2より小さくし、  
 前記定規の端部に、前記被測定物の縁に係止するフックを設け、前記フックを前記被測定物の縁に係止したときに、前記第1目盛の開始目盛と前記第2目盛の開始目盛とが前記被測定物の縁と一致することを特徴とする定規。

【請求項2】

前記第1面と前記第2面の開始目盛と反対側に、前記規格長さを示す表示部を設けたことを特徴とする請求項1に記載の定規。

【請求項3】

前記フックは円柱形状を有することを特徴とする請求項1又は2に記載の定規。

【請求項4】

前記定規の長手方向に直角な方向の断面が矩形であり、  
 前記第 1 面と前記第 2 面に直角な長手方向に延びる第 3 面と第 4 面を有し、  
 前記第 1 面の前記第 1 目盛の最大目盛側に、前記第 3 面または前記第 4 面に着脱可能で、前記第 1 面又は第 2 面と直交し、前記被測定物の縁に当接するガイド面を有する直角ガイドを設けたことを特徴とする請求項 1 から 3 のいずれかに記載の定規。

【請求項 5】

前記直角ガイドを装着した前記第 3 面または前記第 4 面と対向する前記第 4 面又は前記第 3 面に、前記直角ガイドの前記ガイド面と対応する位置からゼロを開始目盛とする昇順の第 3 目盛を設けたことを特徴とする請求項 4 に記載の定規。

【請求項 6】

第 1 規格長さ<sup>1</sup>と第 2 規格長さ<sup>2</sup>を有する第 1 被測定物と第 2 被測定物を測定する真直な定規であって、

前記定規を被測定物の測定面に置いたときに前記測定面と接する縁を有する長手方向に延びる第 1 面と第 2 面を有し、

前記第 1 面に、ゼロを開始目盛とする昇順の第 1 被測定物用第 1 目盛と、前記第 2 被測定物の規格長さの数値を開始目盛とする逆順の第 2 被測定物用第 2 目盛を設け、

前記第 2 面に、前記ゼロの目盛に対応する位置から前記第 1 被測定物の規格長さの数値を開始目盛とする逆順の第 1 被測定物用第 2 目盛と、ゼロを開始目盛とする昇順の第 2 被測定物用第 1 目盛とを設け、

前記第 1 被測定物用第 1 目盛と前記第 2 被測定物用第 1 目盛の最大目盛は、前記規格長さの数値より小さく、かつ、前記規格長さの数値の 1/2 より大きくし、

前記第 1 被測定物用第 2 目盛と前記第 2 被測定物用第 2 目盛の最小目盛は、前記規格長さの数値の 1/2 より小さくし、

前記定規の端部に、前記被測定物の縁に係止するフックを設け、前記フックを前記被測定物の縁に係止したときに、前記第 1 被測定物用第 1 目盛と前記第 1 被測定物用第 2 目盛と前記第 2 被測定物用第 1 目盛と前記第 2 被測定物用第 2 目盛の各開始目盛が前記被測定物の縁と一致することを特徴とする定規。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、石膏ボード、ベニヤ板、サイディングボード等の規格長さを有する建材を必要な長さに切断するとき使用する定規に関する。

【背景技術】

【0002】

石膏ボード等の建材は、1800mm、1820mmのように規格長さを有するが、施工する家屋の壁の場所によっては規定長さの建材を使用できないため、施工場所に合わせて必要な長さに切断する必要がある。従来、図16に示すように、建材100を切断する場合、建材100の長さ方向の一端にコンベックス(巻尺)101の先端のツメ102に係止して必要な長さLの位置にカッター等で印をつけ、該印の位置に曲尺等を使用して墨線を入れた後、電動丸のこぎりで隅線に沿って切断する。

【0003】

また、3030mmのように長い建材で、例えば2880mmを切断する場合、一端から2980mmを測長するよりも、他端から短い寸法を測長したほうが容易であるため、3030mmから必要な寸法の2880mmを減算して50mmを算出し、この50mmを建材の一端から測長することも行われている。

【0004】

しかし、コンベックスによる測長作業と、曲尺による隅付け作業と、電動丸のこぎりによる切断作業と、場合によっては計算が必要であり、煩雑で、時間がかかる。特に、コンベックスによる測長作業で、測長する寸法が長い場合、例えば1800mmの石膏ボード

10

20

30

40

50

で1615mmを測長する場合、先端のツメを石膏ボードの一端に係止してコンベックスを長く引き出しながら移動するときやカッター等で印付けするときに、ツメが外れることがあるため、コンベックスのツメを押さえてもらう必要があることから、1人で作業するには困難である。また、コンベックスのツメに係止した端面に対して直角に引き出すことも困難である。

【0005】

特許文献1には、長尺測長体を幅広にすることで、係止部が被側長部材の一辺に係止した状態で、長尺板状体が被測長体の一辺と直交する方向に方向付けされるようにした建築用側長器が提案されている。この測長器では、長尺の一辺に沿って係止部を起点とする直読用目盛(0から200)と、他辺に沿って係止部と反対側の他端部を起点とする直読用目盛(0から200)とが付され、測長方向が逆でも所要寸法の割り出しが可能となされているが、0から200までの同じ目盛が逆に付されているだけで、係止部に近い側が200となっている目盛をどのように利用するのか明らかでない。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】実開平5-66501号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

20

本発明は、以上のような従来の問題点に鑑みてなされたもので、規格長さを有する建材等の被測定物に対して、コンベックス(巻尺)を使用することなく、簡単に必要な長さを測長することができる定規を提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明は、前記課題を解決するための手段として、

(1)規格長さを有する被測定物を測定する真直な定規であって、

前記定規を前記被測定物の測定面に置いたときに前記測定面と接する縁を有する長手方向に延びる第1面と第2面を有し、

前記第1面に、ゼロを開始目盛とする昇順の第1目盛を設け、

30

前記第2面に、前記ゼロの目盛に対応する位置から前記規格長さの数値を開始目盛とする逆順の第2目盛を設け、

前記第1目盛の最大目盛は、前記規格長さの数値より小さく、かつ、前記規格長さの数値の1/2より大きくし、

前記第2目盛の最小目盛は、前記規格長さの数値の1/2より小さくし、

前記定規の端部に、前記被測定物の縁に係止するフックを設け、前記フックを前記被測定物の縁に係止したときに、前記第1目盛の開始目盛と前記第2目盛の開始目盛とが前記被測定物の縁と一致するようにしたものである。

【0009】

本発明では、規格長さを有する被測定物を必要な長さの位置で切断するとき、必要な長さが規格長さの1/2以下の場合、フックを被測定物の一端に係止することにより第1目盛のゼロを被測定物の一端に合わせて、当該第1目盛から必要な長さを読み取ることができる。また、必要な長さが規格長さの1/2以上の場合、フックを被測定物の他端に係止することにより第2目盛の開始目盛である最大目盛を被測定物の他端に合わせて、当該第2目盛から必要な長さを読み取ることができる。

40

【0010】

(2)前記第1面と前記第2面の開始目盛と反対側に、前記規格長さを示す表示部を設けることが好ましい。この表示部により、本定規がどの規格長さの被測定物用であるのかを判断することができる。

【0011】

50

(3) 前記フックは円柱形状を有することが好ましい。これによれば、定規が被測定物の縁に対して直角な方向から多少傾いても、第1目盛と第2目盛の各開始目盛が被測定物の縁からずれることはなく、正確な測長を行うことができる。

【0012】

(4) 前記定規の長手方向に直角な方向の断面が矩形であり、

前記第1面と前記第2面に直角な長手方向に延びる第3面と第4面を有し、

前記第1面の前記第1目盛の最大目盛側に、前記第3面または前記第4面に着脱可能で、前記第1面又は第2面と直交し、前記被測定物の縁に当接するガイド面を有する直角ガイドを設けることが好ましい。

本定規を使用して被測長部材に必要な長さの位置に印付けした後、直角ガイドのガイド面を被測定物の縁に当接し、第3面又は第4面の縁を印に一致させることで、印に沿って切断線を罫書くことができる。また、切断線に沿って電動丸のこぎりで切断するときに、本定規をガイド定規として使用することもできる。

10

【0013】

(5) 前記直角ガイドを装着した前記第3面または前記第4面と対向する前記第4面又は前記第3面に、前記直角ガイドの前記ガイド面と対応する位置からゼロを開始目盛とする昇順の第3目盛を設けることが好ましい。第3目盛により、被測定物の側縁から必要な長さの位置に印をつけることができる。

【0014】

(6) 第1規格長さと第2規格長さを有する第1被測定物と第2被測定物を測定する真直な定規であって、

20

前記定規を被測定物の測定面に置いたときに前記測定面と接する縁を有する長手方向に延びる第1面と第2面を有し、

前記第1面に、ゼロを開始目盛とする昇順の第1被測定物用第1目盛と、前記第2被測定物の規格長さの数値を開始目盛とする逆順の第2被測定物用第2目盛を設け、

前記第2面に、前記ゼロの目盛に対応する位置から前記第1被測定物の規格長さの数値を開始目盛とする逆順の第1被測定物用第2目盛と、ゼロを開始目盛とする昇順の第2被測定物用第1目盛とを設け、

前記第1被測定物用第1目盛と前記第2被測定物用第1目盛の最大目盛は、前記規格長さの数値より小さく、かつ、前記規格長さの数値の1/2より大きくし、

30

前記第1被測定物用第2目盛と前記第2被測定物用第2目盛の最小目盛は、前記規格長さの数値の1/2より小さくし、

前記定規の端部に、前記被測定物の縁に係止するフックを設け、前記フックを前記被測定物の縁に係止したときに、前記第1被測定物用第1目盛と前記第1被測定物用第2目盛と前記第2被測定物用第1目盛と前記第2被測定物用第2目盛の各開始目盛が前記被測定物の縁と一致するようにすることもできる。

この定規では、1つの定規で規格長さの異なる第1被測定物と第2被測定物の2つの被測定物を測長することができる。

【発明の効果】

40

【0015】

本発明によれば、規格長さを有する建材等の被測定物に対して、必要な長さが規格長さの1/2以下の場合、第1目盛のゼロを被測定物の一端に合わせて、当該第1目盛から必要な長さを読み取り、必要な長さが規格長さの1/2以上の場合、第2目盛の最大目盛を被測定物の他端に合わせて、当該第2目盛から必要な長さを読み取ることができるので、コンベックス(巻尺)を使用することなく、簡単に必要な長さを測長することができる。

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】本発明の第1実施形態に係る定規のフック側から見た全体斜視図(a)、及びフックと反対側から見た全体斜視図。

50

【図2】図1の定規のフック側から見た拡大端面図(a)、フックを上方から見た図(b)、フックをねじで取り付けられた変形例を示すフック側から見た拡大斜視図(c)。

【図3A】図1の定規の各面の目盛の配置図。

【図3B】図1の定規の各面の目盛の配置図。

【図3C】図1の定規の各面の目盛の配置図。

【図4】図1の定規を1800用を使用する場合の第1面側及び第2面側から見た斜視図(a)、1820用を使用する場合の第1面側及び第2面側から見た斜視図(b)。

【図5】直角ガイドを取り付けた本発明の第2実施形態に係る定規の全体斜視図。

【図6】直角ガイドの正面図(a)、底面図(b)及び背面図(c)。

【図7】図5の定規の底面側から見た斜視図。

10

【図8】1800用を使用する場合の定規に直角ガイドを取り付けた状態を示す第1面側の正面図(a)、第2面側の背面図(b)。

【図9】1820用を使用する場合の定規に直角ガイドを取り付けた状態を示す第1面側の正面図(a)、第2面側の背面図(b)。

【図10】図1の第1実施形態の定規を1800mmの被測定物から短い寸法を測定する状態を示す斜視図(a)、1800mmの被測定物から長い寸法を測定する状態を示す斜視図(b)。

【図11】図1の第1実施形態の定規を1820mmの被測定物から短い寸法を測定する状態を示す斜視図(a)、1820mmの被測定物から長い寸法を測定する状態を示す斜視図(b)。

20

【図12】図5の第2実施形態の定規を1800mmの被測定物から短い寸法を測定する状態を示す斜視図(a)、1800mmの被測定物から長い寸法を測定する状態を示す斜視図(b)。

【図13】図5の第2実施形態の定規を用いて被測定物に必要な長さの位置に印をつける状況(a)、切断線を罫書く状況(b)を示す平面図。

【図14】被測定物を切断線に沿って切断する状況を示す平面図。

【図15】本発明に係る定規の変形例1(a)、変形例2(b)、変形例3(c)を示すフック側から見た拡大端面図。

【図16】従来のコンベックスを用いて建材を測長する状況を示す平面図。

【発明を実施するための形態】

30

【0017】

以下、本発明の実施形態を添付図面に従って説明する。

【0018】

図1は、本発明の第1実施形態に係る定規1を示す。この定規1は、2種類の被測定物、例えば、規格長さが1800mmと1820mmの2つの石膏ボード(以下、「被測長物」という)を測長できるもので、定規本体2と、フック3とからなっている。以下、1800mmの石膏ボードを測長する場合は「1800用」、1820mmの石膏ボードを測長する場合は「1820用」という。

【0019】

定規本体2は、ステンレス鋼等の金属製で、中空の矩形(長方形)の断面を有する真直な棒状に形成されている。定規本体2の全長は、被測定物の規格長さの1/2程度でよく、例えば1800mmと1820mmの2つの被測長物の測定用としては、全長約1100mmである。定規本体2の縦(高さ)38mm、横(幅)13mmであるが、これに限るものではない。

40

【0020】

フック3は、ステンレス鋼等の金属製で、実施例では径6mm、長さ50mmの丸鋼である。フック3は、図2(a)に示すように、定規本体2の先端面に、上下に突出するように、溶接等で固着されている。上下に突出した部分は、図2(b)に示すように、被測定物Sの端面に確実に係止できる長さを有し、実施例ではその突出長さは6mmであるが、これに限るものではない。フック3が円柱であることにより、図2(b)中2点鎖線で

50

示すように、定規本体 2 が被測定物 S の端縁に対して直角な方向から多少傾いても、定規本体 2 の開始目盛が被測定物の端縁から大きくずれることはなく、正確な測長を行うことができる。

#### 【 0 0 2 1 】

被測定物 S の厚さが例えば 2 . 5 mm のように薄い場合、フック 3 の突出長さを被測定物 S の厚さより小さい例えば 2 mm とすることにより、複数の被測定物 S が積み重ねられていて一番上のものから測長するときフック 3 が 2 番目の被測定物 S に引っ掛からないようにすることができる。また、フック 3 は、図 2 ( c ) に示すように、断面が D 型になるように外面を面取し、定規本体 2 の先端にねじ 3 a で固定することで、突出長さが異なるフック 3 と取り換え可能にしてもよい。この場合、ねじ 3 a は定規本体 2 の先端にねじ込むよりも、定規本体 2 の先端内面に設けた裏当て 3 b にねじ 3 a をねじ込むことが好ましい。

10

#### 【 0 0 2 2 】

定規本体 2 は、6 つの面を有するが、仮に 1 8 0 0 用として使用する場合は基準に各面を規定する。図 1 に示すように、定規本体の幅が 1 3 mm の面を被測定物 S の測定面に置いたとき、フック 3 側からみて左側面を A 面 4 a、右側面を B 面 4 b、天面を C 面 4 c、底面を D 面 4 d とする。フック 3 側の先端面を E 面 4 e、フック 3 と反対側の後端面を F 面 4 f という。1 8 0 0 用として使用する場合は、本発明にいう第 1 面は A 面 4 a、第 2 面は B 面 4 b であり、1 8 2 0 用として使用する場合は、本発明にいう第 1 面は B 面 4 b、第 2 面は A 面 4 a となる。

20

#### 【 0 0 2 3 】

図 3 A、図 3 B、図 3 C は、定規本体 2 の各面に付された目盛を示す。図 3 A ( a )、図 3 A ( b ) は、1 8 0 0 用として使用する場合は A 面 4 a と B 面 4 b の目盛の配置、図 3 B ( c )、図 3 B ( d ) は、1 8 2 0 用として使用する場合は B 面 4 b と A 面 4 a の目盛の配置、図 3 C ( e )、図 3 C ( f ) は、C 面 4 c と D 面 4 d の目盛の配置を示す。

#### 【 0 0 2 4 】

図 3 A ( a ) において、A 面 4 a の D 面 4 d 側の縁には、フック 3 側の先端面の E 面 4 e からゼロを開始目盛とし、1 0 2 0 を最大目盛とする昇順の 1 8 0 0 用第 1 目盛 5 が設けられている。また、A 面 4 a の C 面 4 c 側の縁には、A 面 4 a のゼロの目盛に対応する位置から 1 8 2 0 mm の被測定物 S の規格長さの数値 1 8 2 0 を開始目盛とし、8 0 0 を最少目盛とする逆順の 1 8 2 0 用第 2 目盛 8 が設けられている。

30

#### 【 0 0 2 5 】

図 3 A ( b ) は、図 3 A ( a ) の定規を、D 面 4 d を底面にしたまま 1 8 0 度左右反転したものである。図 3 A ( b ) において、B 面 4 b の D 面 4 d 側の下縁には、フック 3 側の先端面の E 面 4 e から、裏の A 面 4 a のゼロの目盛に対応する位置から 1 8 0 0 mm の被測定物 S の規格長さの数値 1 8 0 0 を開始目盛とし、7 8 0 を最少目盛とする逆順の 1 8 0 0 用第 2 目盛 6 が設けられている。また、B 面 4 b の C 4 c 面側の縁には、フック 3 側の先端面の E 面 4 e からゼロを開始目盛とし、1 0 2 0 を最大目盛とする昇順の 1 8 2 0 用第 1 目盛 7 が設けられている。

#### 【 0 0 2 6 】

40

図 3 B ( c ) は、図 3 A ( a ) の定規を、C 面 4 c が底面になるように 1 8 0 度上下反転したものである。図 3 B ( c ) において、B 面 4 b の C 面 4 c 側の縁には、フック 3 側の先端面の E 面 4 e からゼロを開始目盛とし、1 0 2 0 を最大目盛とする昇順の 1 8 2 0 用第 1 目盛 7 が設けられている。また、B 面 4 b の D 面 4 d 側の縁には、裏の B 面 4 b のゼロの目盛に対応する位置から 1 8 0 0 mm の被測定物の規格長さの数値 1 8 0 0 を開始目盛とし、7 8 0 を最少目盛とする逆順の 1 8 0 0 用第 2 目盛 6 が設けられている。

#### 【 0 0 2 7 】

図 3 B ( d ) は、図 3 A ( a ) の定規を、C 面 4 c を底面にしたまま 1 8 0 度左右反転したものである。図 3 B ( d ) において、A 面 4 a の C 面 4 c 側の下縁には、フック 3 側の先端面の E 面 4 e から、A 面 4 a のゼロの目盛に対応する位置から 1 8 2 0 mm の被測

50

定物の規格長さの数値 1820 を開始目盛とし、800 を最少目盛とする逆順の 1820 用第 2 目盛 8 が設けられている。また、A 面 4 a の D 面 4 d 側の縁には、フック 3 側の先端面の E 面 4 e からゼロを開始目盛とし、1020 を最大目盛とする昇順の 1800 用第 1 目盛 5 が設けられている。

【0028】

図 3 C ( e ) は、図 3 A ( a ) の定規の C 面 4 c である。図 3 C ( e ) において、フック 3 と反対側の後端面である F 面から所定距離にある基準位置 9 からゼロを開始目盛とし、1000 を最大目盛とする昇順の 1820 用第 3 目盛 11 が設けられている。基準位置 9 は、後述する直角ガイド 15 のガイド面 22 の位置に対応している。また、C 面 4 c には、直角ガイド 15 を取り付けるねじ穴 12 が 3 箇所形成されている。

10

【0029】

図 3 C ( f ) は、図 3 A ( a ) の定規の D 面 4 d である。D 面 4 d には、図 3 C ( e ) の C 面 4 c と同様に、基準位置 9 からゼロを開始目盛とし、1000 を最大目盛とする昇順の 1800 用第 3 目盛 10 が設けられ、直角ガイド 15 を取り付けるねじ穴 12 が 3 箇所形成されている。

【0030】

1800 用第 1 目盛 5、1820 用第 1 目盛 7 の最大目盛は、1020 mm であるが、これに限るものではなく、それぞれの規格長さの数値より小さく、かつ、規格長さの数値の 1/2 より大きければよい。規格長さの数値の 1/2 より小さいと（例えば 850 mm）、必要長さが 900 mm のときに測長ができないからである。また、1800 用第 2 目盛 6、1820 用第 2 目盛 8 の最小目盛は、それぞれ、780 mm、800 mm であるが、これに限るものではなく、規格長さの数値の 1/2 より小さければよい。規格長さの数値の 1/2 より大きいと（例えば 920 mm）、必要長さが 900 mm のときに測長ができないからである。

20

【0031】

1800 用第 1 目盛 5 と 1800 用第 2 目盛 6 の開始目盛、及び 1820 用第 1 目盛 7 と 1820 用第 2 目盛 8 の開始目盛は、フック 3 を被測定物 S の縁に係止したときに、被測定物 S の縁と一致するように設けられている。

【0032】

図 3 A ( a ) の A 面 4 a の 1800 用第 1 目盛 5 の開始目盛と反対側、及び、図 3 A ( b ) の B 面 4 b の 1800 用第 2 目盛 6 の開始目盛と反対側には、目盛と同じ向きに、1800 mm 用目盛であることを示す「1800」と、読むべき目盛の方向を指す「」とからなる 1800 用表示部 13 が設けられている。同様に、図 3 B ( c ) の B 面 4 b の 1820 用第 1 目盛 7 の開始目盛と反対側、及び、図 3 B ( d ) の A 面 4 a の 1820 用第 2 目盛 8 の開始目盛と反対側には、目盛と同じ向きに、1820 mm 用目盛であることを示す「1820」と読むべき目盛の方向を指す「」とからなる 1820 用表示部 14 が設けられている。

30

【0033】

図 4 は、図 1 の定規 1 を 1800 用を使用する場合と、1820 用を使用する場合の置き方を示す。1800 用を使用する場合は、図 4 ( a ) に示すように、「1800」の表示部 13 が正しく見える向きに、すなわち D 面 4 d を下にする。これにより、フック 3 側から定規本体 2 を見たときに、A 面 4 a (本発明でいう第 1 面) に 1800 用第 1 目盛 5、B 面 4 b (本発明でいう第 2 面) に 1800 用第 2 目盛 6 が見られる。1820 用を使用する場合は、図 4 ( b ) に示すように、「1820」の表示が正しく見える向きに、すなわち C 面 4 c を下にする。これにより、フック 3 側から定規本体 2 を見たときに、B 面 4 b (本発明でいう第 1 面) に 1820 用第 1 目盛 7、C 面 4 c (本発明でいう第 2 面) に 1820 用第 2 目盛 8 が見られる。

40

【0034】

図 5 は、本発明の第 2 実施形態に係る定規 1 a を示す。この定規 1 a は、第 1 実施形態の定規本体 2 に直角ガイド 15 を取り付けたものであり、定規本体 2 及びフック 3 の構成

50

は第1実施形態と同様であり、説明を省略する。

【0035】

直角ガイド15は、図6に示すように、定規本体2のC面4c又はD面4dの幅と同じ寸法の厚さを有する直角三角形の形状を有する。直角ガイド15は、内側が繰り抜かれて、底辺部16と、垂直部17と、斜辺部18とからなっている。底辺部16の両端は、垂直部17と斜辺部18から外方に突出している。底辺部16の両端部と中央部にはねじ19が挿通されるねじ孔20が形成されている。3つのねじ孔20は、定規本体2のねじ穴12と対応している。垂直部17の外側端面は底辺部16の底面に直角になっている。垂直部17の片方の面には、底辺部16の底面に対して垂直方向に延びる突条部21が形成されている。突条部21の上端は垂直部17の上端まで延び、突条部21の下端は底辺部16の底面から、定規本体2のA面4a又はB面4bの幅の1/2程度の寸法だけ突出している。

10

【0036】

直角ガイド15は、図7に示すように、斜辺部18が定規本体2のフック3側を向くように、定規本体2のC面4c又はD面4dにねじ19で取り付ける。定規本体2のフック3側に面する突条部21の側面であるガイド面22は、定規本体2のC面4c又はD面4dと直角であり、その延長線上に1800用第3目盛10又は1820用第3目盛11のゼロが位置する。1800用として使用する場合は、図8に示すように、直角ガイド15を定規本体2のC面4cに取り付ける。1820用として使用する場合は、図9に示すように、直角ガイド15を定規本体2のD面4dに取り付ける。

20

【0037】

次に、直角ガイドを取り付けない第1実施形態の定規1を使用する方法について説明する。図10は、定規1を規格長さが1800mmの被測定物Sに対して使用する場合を示す。被測定物Sから切断する必要長さ $L_1$ が1800mmの1/2以下である場合、図10(a)に示すように、定規本体2の「1800」の表示部13が正しく見える方向に定規1を被測定物Sの測定面に置き、フック3を被測定物Sの一端に係止し、ゼロを開始目盛とする昇順の1800用第1目盛5により、必要長さ $L_1$ を測長することができる。また、被測定物Sから切断する必要長さ $L_2$ が1800mmの1/2以上である場合、図10(b)に示すように、定規本体2を180度左右反転し、定規本体2の「1800」の表示部13が正しく見えることを確認して定規1を被測定物Sの測定面に置き、フック3を被測定物Sの他端に係止し、1800を開始目盛とする逆順の1800用第2目盛6により、必要長さ $L_2$ を測長することができる。

30

【0038】

図11は、定規1を規格長さが1820mmの被測定物Sに対して使用する場合を示す。被測定物Sから切断する必要長さ $L_1$ が1820mmの1/2以下である場合、図11(a)に示すように、定規本体2の「1820」の表示部14が正しく見える方向に定規1を被測定物Sの測定面に置き、フック3を被測定物Sの一端に係止し、ゼロを開始目盛とする昇順の1820用第1目盛7により、必要長さ $L_1$ を測長することができる。また、被測定物Sから切断する必要長さ $L_2$ が1820mmの1/2以上である場合、図11(b)に示すように、定規本体2を180度左右反転し、定規本体2の「1820」の表示部14が正しく見えることを確認して定規1を被測定物Sの測定面に置き、フック3を被測定物Sの他端に係止し、1820を開始目盛とする逆順の1820用第2目盛8により、必要長さ $L_2$ を測長することができる。

40

【0039】

図12は、直角ガイド15を取り付けた第2実施形態の定規1aで必要長さを測長する場合を示すが、直角ガイドが無い第1実施形態の定規1と同様であるので、詳しい説明は省略する。この場合、直角ガイド15は上方にあるので、読み取りの邪魔にならない。

【0040】

図13は、第2実施形態の定規1aを用いて規格長さが例えば1800mmの被測定物Sを測長してから切断するまでの作業を示す。図13(a)に示すように、1800mm

50



の被測定物 S から例えば 1 5 5 0 の必要長さを 1 8 0 0 用第 2 目盛 6 で測長し、当該位置にカッター等で印をつける。次に、図 1 3 ( b ) に示すように、定規 1 a を寝かして、直角ガイド 1 5 の突条部 2 1 のガイド面 2 2 が被測定物 S の側縁に当接するようにし、直角ガイド 1 5 を取り付けた C 面 4 c と反対側の D 面 4 d が印と一致するようにスライドさせる。この状態で、直角ガイド 1 5 を取り付けた C 面 4 c と反対側の D 面 4 d に沿って切断線を罫書く。そして、図 1 4 に示すように、定規 1 a を切断線の横にずらし、定規 1 a をガイドとして使用し、電動丸のこぎり 2 3 で罫書き線に沿って切断する。定規 1 a の先端のフック 3 は、電動丸のこぎり 2 3 のガイド板と干渉しない長さになっているので、被測定物 S を必要な長さに切り落とすことができる。なお、ベニヤ板のように被測定物が薄い場合は、切断線を罫書くことなく、定規 1 a の D 面 4 d を印に合わせてそのまま D 面 4 d に沿って直接カッターで切断してもよい。

10

## 【 0 0 4 1 】

本発明は、以上に実施形態に限定されるものではなく、特許請求の範囲に記載した発明の技術思想に属する範囲内で種々変更することができる。例えば、前記実施形態では、定規本体 2 は矩形（長方形）の断面としたが、台形（図 1 5 ( a ) ）、三角形（図 1 5 ( b ) ）、正方形（図 1 5 ( c ) ）の断面とすることもできる。台形の場合、1 種類の規格長さの被測定物用、例えば、1 8 0 0 専用又は 1 8 2 0 専用とすることができる。また、三角形や正方形の場合、1 8 0 0 用、1 8 2 0 用の 2 種類だけでなく、3 種類、4 種類の規格長さの被測定物を測長することができる。三角形や正方形の場合は、フック 3 が各面から突出するようにし、どの面を被測定物の測定面に置いても、被測定物の端縁に係止できるようにすることが好ましい。

20

## 【 符号の説明 】

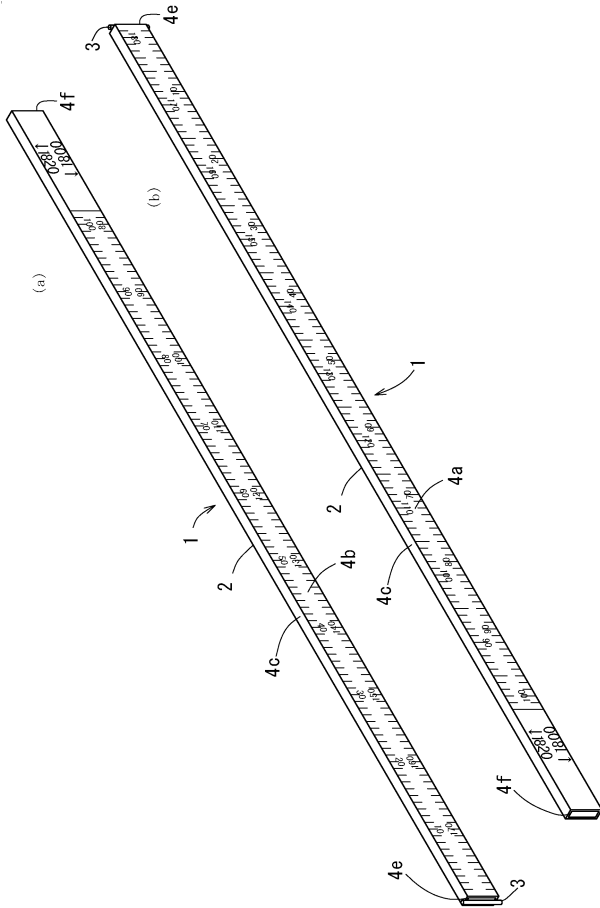
## 【 0 0 4 2 】

- S 被測定物
- 1 定規
- 1 a 定規
- 2 定規本体
- 3 フック
- 4 a A 面（第 1 面）
- 4 b B 面（第 2 面）
- 4 c C 面
- 4 d D 面
- 5 1 8 0 0 用第 1 目盛
- 6 1 8 0 0 用第 2 目盛
- 7 1 8 2 0 用第 1 目盛
- 8 1 8 2 0 用第 2 目盛
- 1 0 1 8 0 0 用第 3 目盛
- 1 1 1 8 2 0 用第 3 目盛
- 1 3 1 8 0 0 用表示部
- 1 4 1 8 2 0 用表示部
- 1 5 直角ガイド
- 2 1 突条部
- 2 2 ガイド面

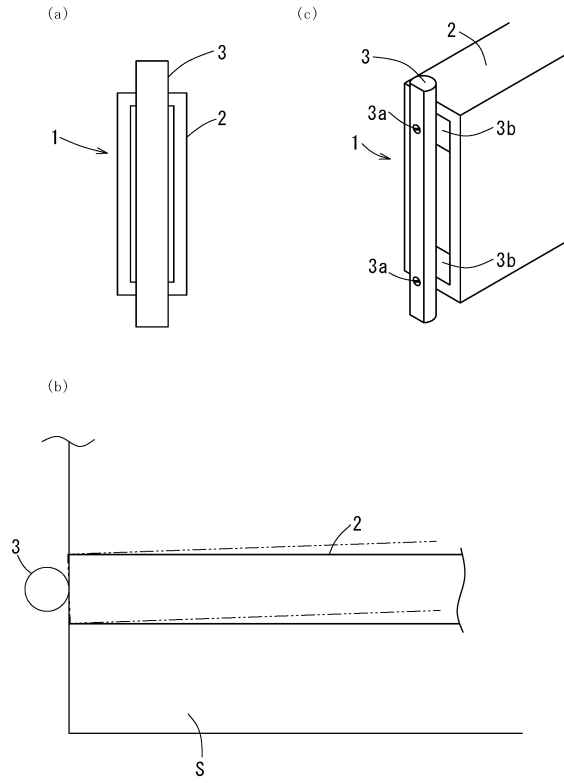
30

40

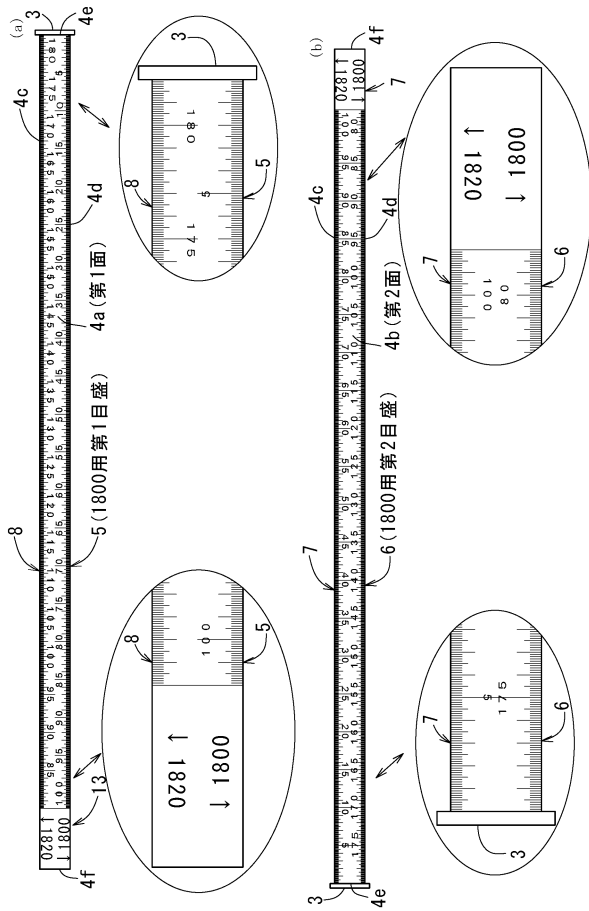
【図 1】



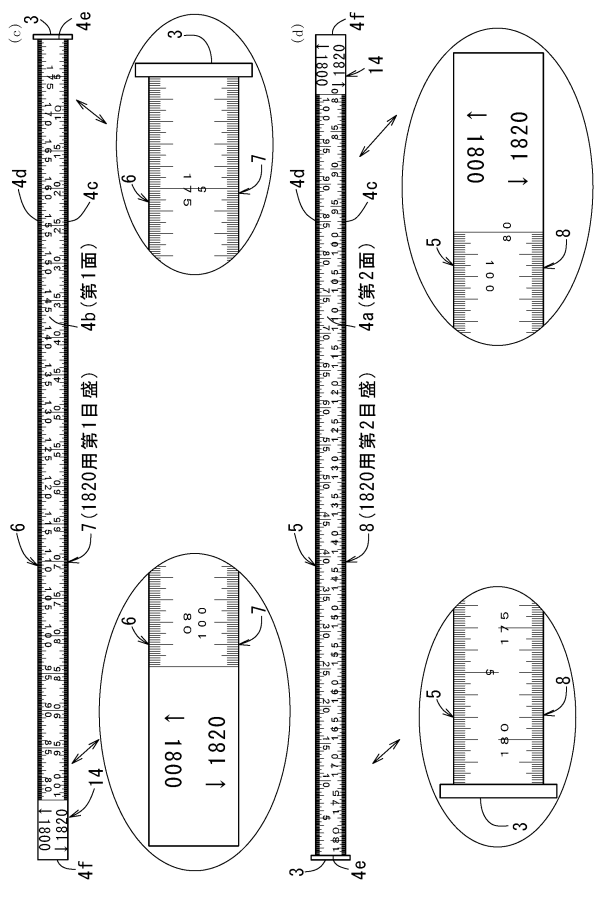
【図 2】



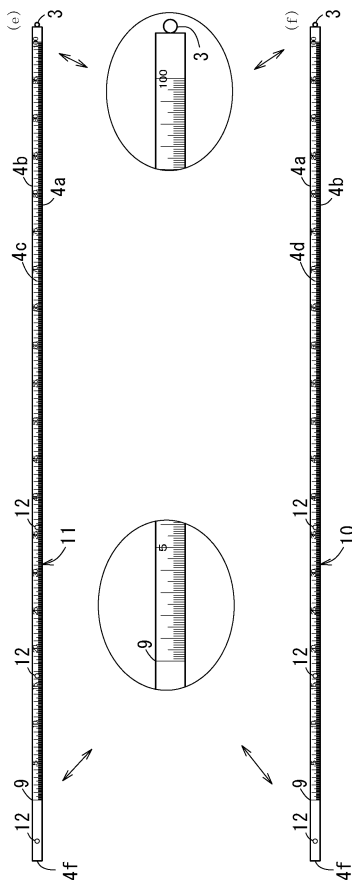
【図 3 A】



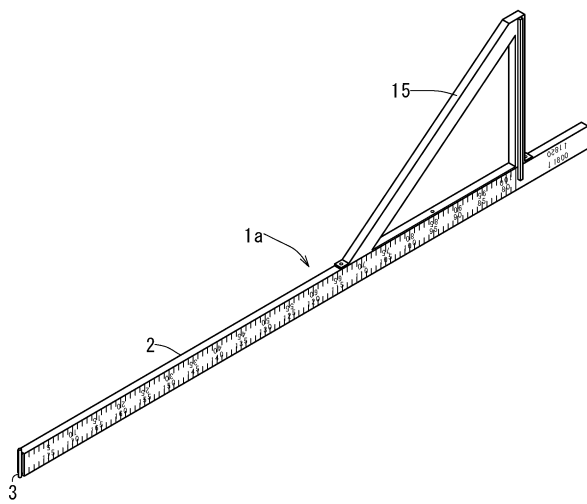
【図 3 B】



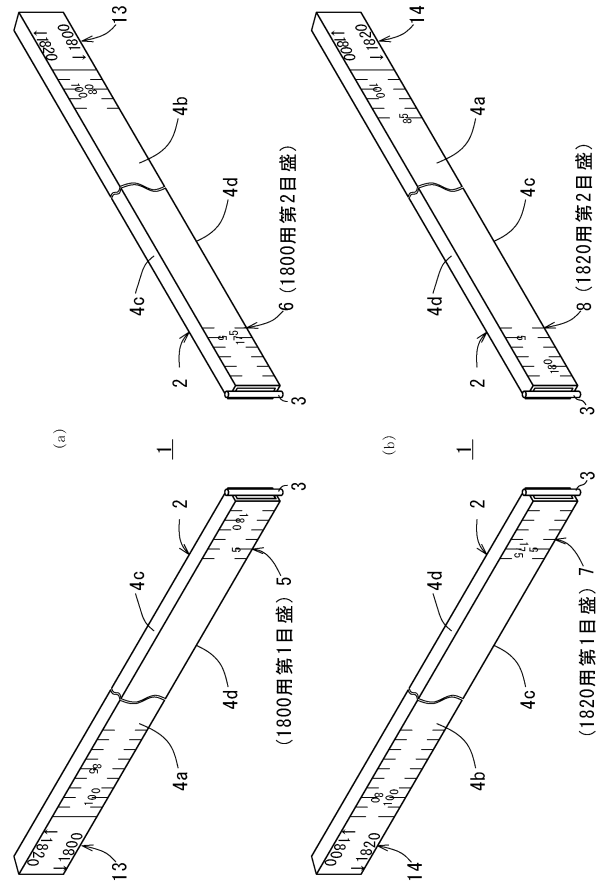
【図3C】



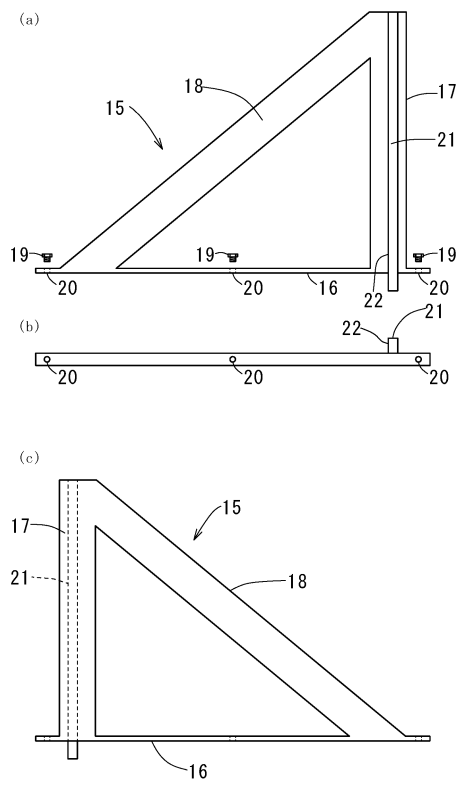
【図5】



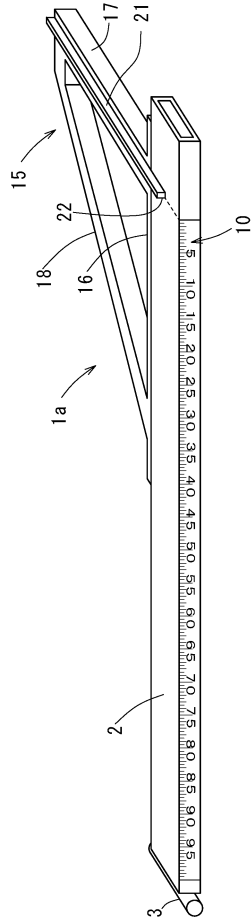
【図4】



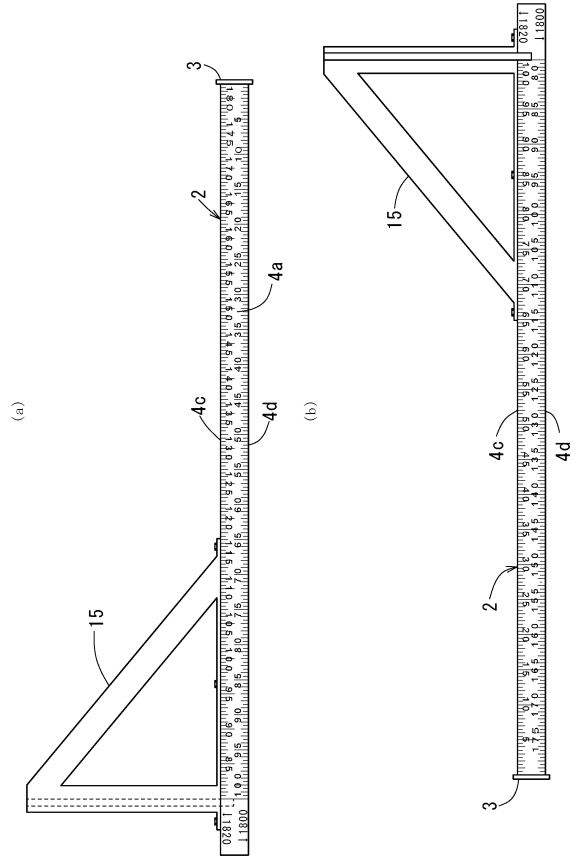
【図6】



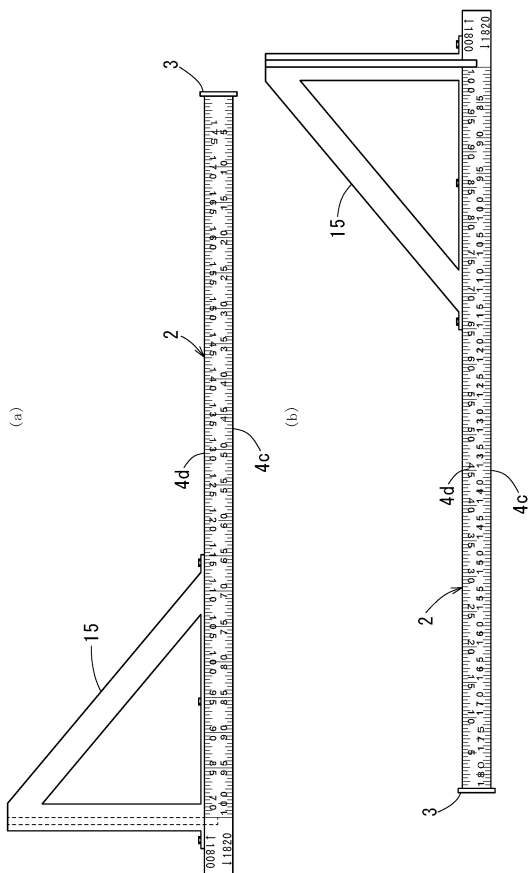
【図7】



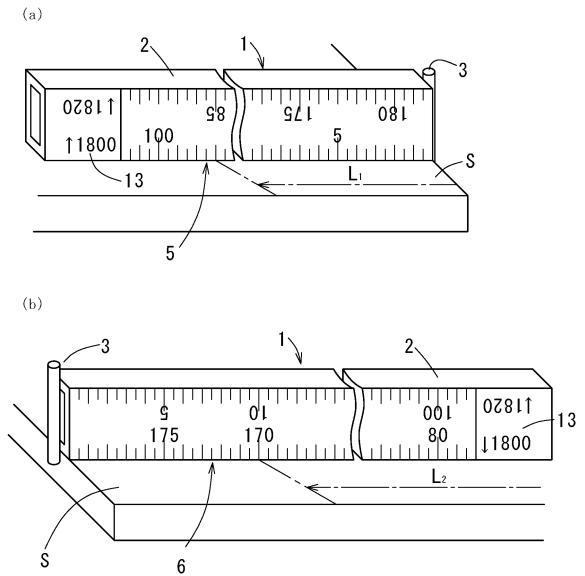
【図8】



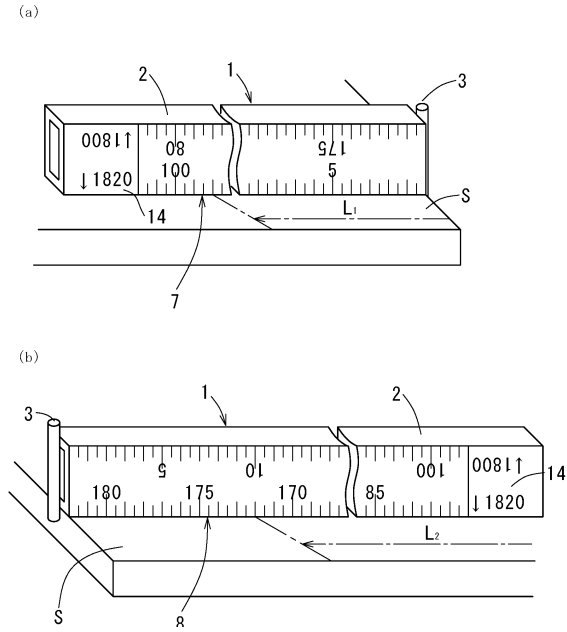
【図9】



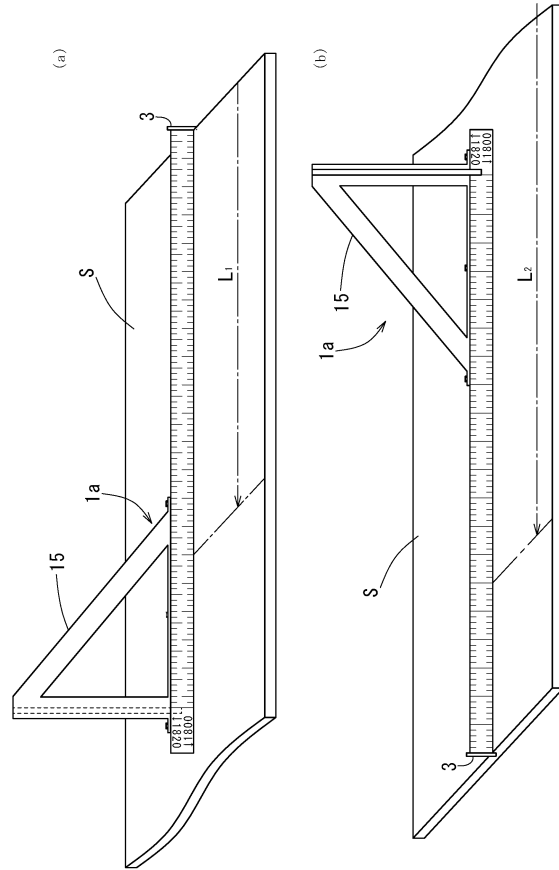
【図10】



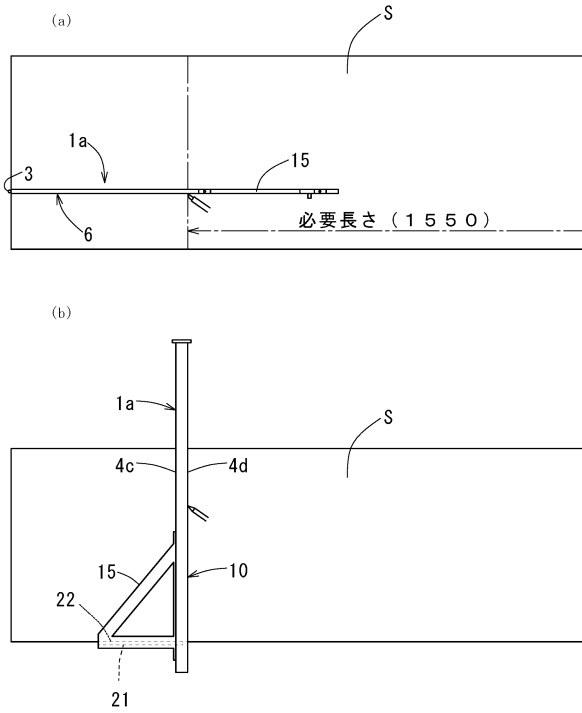
【図 1 1】



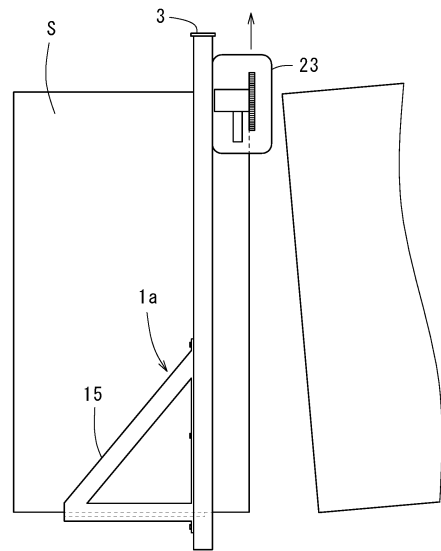
【図 1 2】



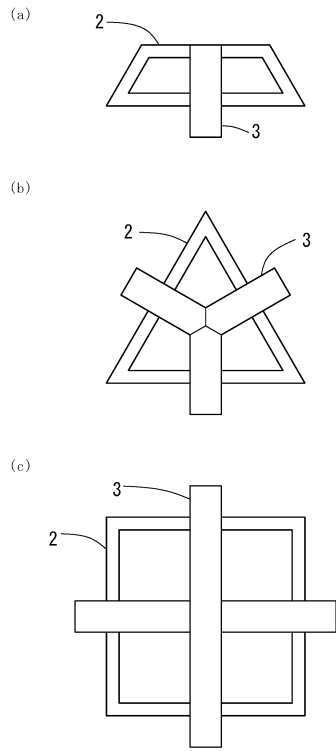
【図 1 3】



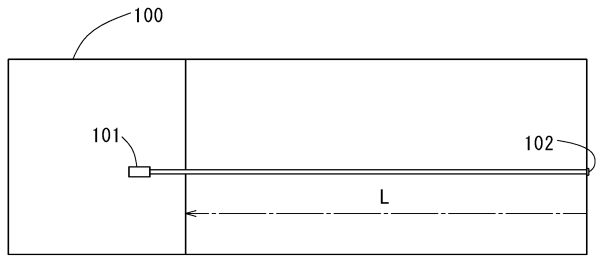
【図 1 4】



【 15 】



【 16 】



---

フロントページの続き

(56)参考文献 実開平05 - 066501 (JP, U)  
実開昭58 - 109001 (JP, U)  
米国特許第06134798 (US, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G01B 3/00 - 3/08  
3/11 - 3/56